

相続に関するお手続きの流れ

相続に関するお手続きの流れは以下のとおりです。

お亡くなりになったことのご連絡

- 当金庫のお取引店へご連絡ください。
- 預金の支払停止等の措置**をとらせていただきます。
(当金庫がお亡くなりになった事実を知った時点で、支払停止等の措置をとらせていただいております)

- 遺言書の有無の確認**をお願いします。

相続人の確認と必要書類のご準備

- 「お亡くなりになった方の死亡(除籍)が確認できる戸籍謄本」および「相続手続依頼者である相続人等が確認できる戸籍謄本」等のご準備をお願いします。
- お取引の内容、**相続方法により、必要な書類が異なります。**

- 必要に応じて残高証明書などの発行をご依頼ください。

相続手続依頼書等のご提出

- 相続手続に必要な書類をご提出いただきます。
戸籍謄本などの書類は、**原本**をご提出ください。
ご提出いただいた書類については、**コピー**をとらせていただき、確認後に原本をご返却します。
- ご来店される方は**実印**をご持参ください。

※書類の確認のため、多少のお時間をいただきます。

相続手続き完了

- 相続される方への預金の名義変更や解約金の払戻しを行います。

※**払戻等のお手続きには、書類をご提出していただくから1～2週間ほどかかりますので、ご了承ください。**

※ご来店の際には、**ご本人様確認ができる公的書類(運転免許証、健康保険証等)**もご持参くださいますようお願い申し上げます。ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

※当金庫は、各書類のお客様の個人情報を相続手続きの適切、円滑な履行のためおよび相続財産の管理、運用にかかわる相続業務、各種ご提案のため利用いたします。個人情報の取扱、利用目的については蒲郡信用金庫のウェブサイトにて公表しております。

相続のお手続きが完了するまでのお取引について

①お取引内容とお取扱い方法

被相続人(お亡くなりになった方)のご預金等のお引出し、ご入金については、相続手続きが完了するまでお取扱いできなくなります。ご了承ください。また、下記のお取引につきましては、以下のように取扱わせていただきます。詳しくはお取引店へお問い合わせください。

お取引内容	お取扱い方法
預金取引	<ul style="list-style-type: none">・お引出し、ご入金等のお取扱いを停止させていただきます。・キャッシュカード等のお取扱いも停止させていただきます。
口座振替契約	<ul style="list-style-type: none">・口座振替を停止させていただきます。・口座振替契約などは引落口座の変更手続きをお願いします。・相続手続き完了まで引き続いて口座振替のご利用を希望される場合は、別途「念書」の提出をお願いします。
振込入金	<ul style="list-style-type: none">・振込でのご入金につきましては、返却させていただきます。・特別な振込入金等につきましては、別途「念書」の提出をお願いします。・家賃など継続的な振込入金がある場合は、入金指定口座を変更していただくようお願いいたします。
自動継続式定期預金	<ul style="list-style-type: none">・自動継続式定期預金の満期日が到来しましたら、この定期預金の継続手続きは自動継続せずに停止させていただきます。
総合口座取引	<ul style="list-style-type: none">・総合口座取引の通帳を窓口へお持ちください。総合口座普通預金に当座貸越がある場合は、総合口座定期預金と相殺させていただきます。・相殺によらず、ご返済のご希望がありましたらお取引店にご相談ください。
当座預金取引	<ul style="list-style-type: none">・当座勘定規定にもとづき解約処理をいたします。・また、未使用の小切手・手形用紙を窓口へご返却くださいますようお願いいたします。・なお、未決済の小切手・手形がございます場合はお申し出ください。・解約に伴う返還金は、他のご預金の相続手続きと合わせてお支払いいたします。
債券取引(国債等)	<ul style="list-style-type: none">・相続手続き完了前の売買は出来ません。
投資信託	<ul style="list-style-type: none">・償還日等期日到来分またはお利息等につきましては、被相続人(お亡くなりになった方)の名義の指定預金口座へご入金させていただきます。
保険取引	<ul style="list-style-type: none">・当金庫でご加入いただいた保険商品であっても、個々の保険会社所定のお手続きが必要となりますので、各保険会社へお問い合わせください。
貸金庫契約	<ul style="list-style-type: none">・開扉のお取扱いは停止いたします。・開扉、内容物のお受取り等のお手続きにつきましては、別途依頼書の提出など必要な手続きをお願いします。詳しくはお取引店にお問い合わせください。
融資取引	<ul style="list-style-type: none">・融資のお取引につきましては、お取引店にお問い合わせください。
出資金	<ul style="list-style-type: none">・相続手続き完了前の譲渡譲受は出来ません。・配当金につきましても、相続手続き完了までの間は指定預金口座へのご入金を見合せていただきます。
その他	<ul style="list-style-type: none">・その他ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

②残高証明書などの発行

被相続人(お亡くなりになった方)の残高証明書、取引履歴などの発行が必要な場合は、次のとおりお取り扱いさせていただきますので、お取引店にご依頼ください。

【1】発行のご依頼

相続人、相続人代理人、遺言執行者、相続財産管理人からご依頼いただきました場合には、お一人からのご依頼であっても承ります。

【2】必要なもの

次の書類と実印をお持ちください。

相続人	①被相続人がお亡くなりになったことが確認できる戸籍(除籍)謄本 上記の戸籍(除籍)謄本で相続人であることが確認できない場合は、相続人であることが確認できる相続人の戸籍謄本 ②相続人の印鑑登録証明書、実印 ③残高証明発行依頼書(当金庫所定)・相続人の実印(当金庫との取引印でも可)を押印してください。 取引履歴の場合は保有個人データ開示依頼書(当金庫所定)
相続人代理人	①被相続人がお亡くなりになったことが確認できる戸籍(除籍)謄本 上記の戸籍(除籍)謄本で相続人であることが確認できない場合は、相続人であることが確認できる相続人の戸籍謄本 ②相続人代理人書類(委任状など) ※委任状への相続人の実印捺印および相続人の印鑑登録証明書 ③相続人代理人の印鑑登録証明書、実印 ④残高証明発行依頼書(当金庫所定)・相続人代理人の実印を押印してください 取引履歴の場合は保有個人データ開示依頼書(当金庫所定)
遺言執行者	①被相続人がお亡くなりになったことが確認できる戸籍(除籍)謄本 ②遺言執行者であることがわかる書類(遺言書、遺言執行者選任の審判書など) ③遺言執行者の印鑑登録証明書、実印 ④残高証明発行依頼書(当金庫所定)・遺言執行者の実印を押印してください 取引履歴の場合は保有個人データ開示依頼書(当金庫所定)
相続財産管理人	①被相続人がお亡くなりになったことが確認できる戸籍(除籍)謄本 ②相続財産管理人であることがわかる書類(相続財産管理人選任の審判書など) ③相続財産管理人の印鑑登録証明書 ④残高証明発行依頼書(当金庫所定)・相続財産管理人の実印を押印してください 取引履歴の場合は保有個人データ開示依頼書(当金庫所定)

- ・ご預金等が複数の店舗にある場合は、その店舗数分必要となる場合があります。
- ・融資取引については、融資お取引店に直接ご相談ください。

【3】発行手数料

残高証明書などの発行に際しては、当金庫所定の発行手数料をいただきます。